

尾張旭市監査公表第10号

令和5年2月27日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年2月28日付け4環第369号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

市民生活部環境課

監査の指摘事項	措置状況
旭平和墓園清掃業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	指摘事項については、以後の事務において、随意契約ガイドライン及び尾張旭市契約規則に基づき全て改めます。
令和4年度尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業の実施伺いにおいて、副市長専決である補助金についての決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、300万円を超える補助金については、副市長専決事項とされている。	指摘事項については、以後の事務において、尾張旭市決裁規程に基づき全て改めます。